

信  
之  
井

覺

書  
案

簡易保險健康相談所（以下單ニ相談所ト稱ス）

關シ通信院貯金保險局長岡崎誠一、全總務局長小林武治、厚生省

健民局長小林尋次、大藏省主計局長植木庚子郎ノ間ニ於テ

タル事項左記ノ通トス

記

一、相談所、保健所ノ統合ノ時期ハ昭和十九年十月一日トス

二、相談所ヲ保健所ニ統合シ保健所ハ簡易生命保險被保險者ニ對シ

保  
險  
院  
簡  
易  
保  
險  
局

保險院簡易保險局

從來相談所ニ於テ供與セルト全等ノ便益ヲ與フルモノトス

ニ統合セラルヘキ相談所ハ昭和十九年十月一日現在ニ於ケル内地

所在相談所（神太所在ノモノヲ除ク）中簡易生命保險醫學研究

所又ハ遷信病院ニ充ツル爲東京中央、福岡中央、松山、新潟ノ

四相談所ヲ除キタル三百十三ヶ所トス

三、統合時期ハ昭和十九年十月一日トス

四、統合當時ニ於ケル相談所用國有財産及物品ハ一切ヲ一千萬圓ト

シテ之ヲ一般會計ヘ有償管理換スルモノトス

一般會計ハ右代金ヲ昭和十九年度ヨリ向フ拾ケ年間毎年度百萬

圓宛簡易生命保險及郵便年金特別會計保險勘定ヘ支拂フモノト

ス

保健計

四五簡易生命保險及郵便年金特別會計保險勘定ハ第一項ノ經費ノ一

部ニ充ツル爲昭和十九年度ヨリ在講年度割ニ依リ左ノ金額ヲ東

京都、北海道及各府縣並ニ五大都市ヘ交付スルモノトス

保完簡易保會局

保 險 簡 易 保 險 局

昭和十九年度

百五拾萬圓

自昭和二十年度  
至昭和二十八年年度  
每年度參百萬圓

六、統合後ノ業務運営ニ關スル諸事項ハ別途通信院貯金保險局長、

厚生省健民局長間ニ於テ協定スルモノトス

右ノ通旨モシ本覺書四通ヲ作成シ各壹通ヲ保管スルモノ也

昭和十九年四月一日 通信院貯金保險局長 岡崎 誠一

通信院總務局長 小林 武治

厚生省健民局長 小林 尋次

大藏省主計局長 植木 庚子郎

（以下略）

(一)

此ニ關スル關係文書ニハ本  
ノ記録番號及月日記載ヲ要ス

但シ將來情勢ノ著シキ變動ニヨリ簡易生命保險事業經營上之ガ交  
付ヲ困難トスルニ至リタルトキハ協議ノ上其ノ一部又ハ全部ヲ交  
付セザルコトアルモノトス

(庶第四四號)・十八・四 長澤納 B5

裏面白紙

386

9

(二)

吉二開スル照復文書ニハ必ズ本  
世ノ記録番號及月日記載ヲ要ス

但シ將來簡易生命保險事業ノ經營上ニ著シキ變動アリタル場合ハ  
協議ノ上之ガ金額ノ一部又ハ全部ヲ交付セザルコトアルモノトス

(底第四四號) 十八・四 長澤精 115

387

裏面白紙

(三)

▲本書ニ關スル照復文書ニハ必ズ本  
書ノ記載者及月日記載ヲ要ス

但シ將來簡易生命保險事業ノ經營上ニ著シキ變化ヲ來シタルトキ  
ハ其ノ實況ニ應ジ協賛ノ上之ガ金額ノ一部又ハ全部ヲ交付セザル  
コトアルモノトス

裏面白紙